

## 2 一般廃棄物処理基準

一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合の処理の基準が、法第6条の2第2項により、政令で次のように規定されています。

一般廃棄物処理業者は、この基準に従って一般廃棄物を適切に処理しなければなりません。

### (1) 共通基準 (施行令第3条第1号、第2号)

- ① 収集若しくは運搬又は処分は、次のように行うこと。
  - ア 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - イ 収集若しくは運搬又は処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ② 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

### (2) 収集又は運搬の基準 (施行令第3条第1号)

- ① 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ② 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
  - ア 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
  - イ 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
  - ウ 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ③ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

#### 環境省令で定める積替えに係る基準 (施行規則第1条の4)

- ア あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- イ 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- ウ 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

- ④ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
  - ア 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
    - a 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
    - b 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

**環境省令で定める積替えのための保管の場所に係る掲示板の基準**（施行規則第1条の5）

掲示板は、縦及び横それぞれ 60 センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- ア 保管する一般廃棄物の種類
- イ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ウ 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、施行規則第1条の6に規定する高さのうち最高のもの

〔表示例〕（一般廃棄物の保管・積替施設の場合）

表示板のサイズ： 縦 60cm 以上 × 横 60cm 以上

表示板の材質： 鉄板、プラスチック板、木板等の耐久性のあるもの

表示の色： 白地に黒で表示すること

処理業者名	株式会社 ○○商店
連絡先	○○区○○町1-2-3 TEL 0000-0000
施設設置場所	○○区○○町4-5-6
管理責任者名	○ ○ ○ ○
許可の内容	収集・運搬（保管・積替えを含む。）
保管する一般廃棄物の種類	普通ごみ
許可番号	特別区一般廃棄物収集運搬業許可第○○号
許可期間	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日

イ 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講じること。

- a 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- b 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
- c その他必要な措置

ウ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

⑤ 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。

### (3) 処分（埋立処分を除く。）の基準（施行令第3条第2号）

- ① 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

#### 環境省令で定める焼却設備の構造（施行規則第1条の7抜すい）

- ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ウ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

#### 環境大臣の定める焼却の方法（平成 23 年 4 月 1 日 環境省告示第 29 号）

- ア 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- イ 煙突の先端から火炎又は日本工業規格 D8004 に定める汚染度が 25% を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ウ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

#### \* ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、規制の対象となる施設（特定施設）についての排出基準値が定められています。廃棄物焼却炉（火床面積 0.5 m<sup>2</sup>以上または焼却能力 50kg/時以上。廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合、それらの能力を合計する。）は特定施設に該当します。

特定施設を設置・変更するには、都道府県知事に届け出なければなりません。また、特定施設を設置している事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、毎年 1 回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければなりません。廃棄物焼却炉を設置している事業者は、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻についても併せて測定を行い、報告する必要があります。

特別区内の場合の届出先	東京都環境局環境改善部大気保全課
-------------	------------------

- ② 一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

#### 環境省令で定める熱分解設備の構造（施行規則第1条の7の2）

##### ① 炭化水素油又は炭化物を生成する場合

- ア 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
- イ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ウについて同じ。）。
- ウ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- エ 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下同じ。）を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。
- オ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の40パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の25パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）することができるものであること。

##### ② ①以外の場合

- 一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

#### 環境大臣が定める熱分解の方法（平成17年1月12日 環境省告示第1号）

- ア 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
- イ 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。
- ウ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合にあっては、排出口から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないようにすること。
- エ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

③ 一般廃棄物の保管を行う場合には、P.17「(2) 収集又は運搬の基準④」の規定の例によること。

④ 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。

⑤ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。

⑥ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法によること。

#### (4) 埋立処分の基準（施行令第3条第3号）

(省 略)